

## 第365回広島県建築審査会

- 1 日 時 令和5年6月12日(月) 13時30分から14時43分まで
- 2 場 所 広島県庁北館3階第5委員会室(広島市中区基町10-52)
- 3 出席委員 植野委員、佐々木委員、狭戸尾委員、津山委員
- 4 議 題

### (1) 審 議 (2件)

議 題	議 題 内 容	場 所	議 決
第1号議案	建築基準法第3条第1項第三号の規定による指定の同意基準について	—	同 意
第2号議案	建築基準法第48条第5項ただし書きの規定による許可について (第一種住居地域内における学校給食センターの新築)	北広島町	同 意

### (2) 報告事項

- ・ 建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可について、予め審査会の同意を得て定めた基準に適合するため許可を行った案件について報告(包括同意許可案件2件)

- 5 担 当 部 署 広島県土木建築局建築課建築指導グループ  
TEL (082) - 513-4183 (ダイヤルイン)

### 6 会議の内容(概略)

事務局 (事務局紹介)

事務局 (審査会の進行について説明)

議 長 それでは、これより審議に入ります。  
ただ今の出席委員は4名ですので、広島県建築審査会条例第5条第2項の規定により、この建築審査会は成立します。  
それでは第1号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (第1号議案について説明。)

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

(発言なし)

議 長 特にはありませんか。

質疑等もないようですので、第1号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。

議 長 それでは第2号議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (第2号議案について説明。)

議 長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

委 員 2月に現地説明会を開催したとのことですが、出席者は何名でしょうか。

事務局 4名です。

委 員 その際に意見は何もなかったのでしょうか。

事務局 質疑のみで、反対意見はなかったと聞いています。

委 員 現地説明会では4名が出席され、公聴会には出席者0名ということですが、事務局として地元認識をどのように考えておられますか。

事務局 資料にあります通り、周辺は山と学校に囲まれているような申請地でありまして、200mの範囲でいえば、ほとんど家がないような位置でして、現地説明会に来られた方も4名であったということで、工事の状況とか質問はございましたけれども、反対の意見はなかったと聞いております。

委 員 (住民説明会は) どの程度の範囲にご案内をされたのですか。

事務局 120世帯とかなり広い範囲に案内したと聞いております。

議 長 他に質疑等はありませんか。  
質疑等もないようですので、第2号議案については原案のとおり同意することとして、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

議 長 ありがとうございます。原案のとおり同意させていただきます。  
次に、報告案件に移りたいと思います。  
報告第1号としまして、建築基準法第43条第2項第2号の規定による許可で、同意の取扱い基準に適合するため許可したもの2件について、事務局から報告をお願いいたします。

事務局 (報告第1号について説明)

議 長 ただいまの説明につきまして御意見、御質問はございませんか。

委 員 床板を設置するとありましたが、これは誰が設置したのでしょうか。

事務局 申請者の方が市に許可を得て設置しています。

委 員 許可を得ているわけですね。それだけ耐力的には車の出入りが十分可能な物ができているということですか。

事務局 江田島市の許可を得るためには、その辺の分かる図面を全部付けて申請しているという事になります。

委 員 かなりの戸数がありますので、それが出入りするという事は、相当な車の往来があるのでどうなのかなと。

事務局 許可基準に従って設置されております。

委 員 はい。ありがとうございました。

議 長 他に質疑等ございますか。

(意見・質問なし)

議 長　それでは、質疑等もないようですので、これで報告案件の説明を終了し、本日の建築審査会を終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

## 7 会議資料

- 建築基準法
- 第1号議案
- 第2号議案
- 報告第1号